



広報 しらせ

1983
4/1

No. 217

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社



3月12日(土)東谷集落開発センターにおいて地元老人クラブの会員によるチビッコたちに縄ない実習「強い縄が出来るかな。」

町の人口		
住民基本台帳人口 (2月末日現在)		
		前月比
世帯数	3,333戸	+ 1
人口	14,537人	+ 4
内訳	男 7,113人	+ 3
	女 7,424人	+ 1



4月 広報カレンダー

1 金	緑の週間	16 土	
2 土		17 日	
3 日		18 月	
4 月		19 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター) 国民年金相談 (9:00~4:00役 場) 1才6ヶ月検診 (1:30~2:30福祉センター)
5 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター)	20 水	郵便週間 高齢者職業紹介 (1:00~4:00福祉センター) 1才6ヶ月検診 (1:30~2:30浦区事務所)
6 水		21 木	行政相談 (9:00~2:00役 場) 1才6ヶ月検診 (1:30~2:30岩塚農協)
7 木	生ワク投与 (1:30~2:30 塚野山集落センター) 生ワク投与 (1:30~2:30福祉センター)	22 金	1才6ヶ月検診 (1:30~2:30 塚野山集落センター)
8 金	生ワク投与 (1:30~2:30岩塚農協) 生ワク投与 (1:30~2:30浦区事務所)	23 土	
9 土		24 日	
10 日		25 月	
11 月		26 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター) 出稼帰郷者検診 (1:30~ 塚野山集落センター)
12 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター)	27 水	出稼帰郷者検診 (1:30~岩塚農協)
13 水		28 木	出稼帰郷者検診 (1:30~福祉センター)
14 木		29 金	天皇誕生日
15 金		30 土	

◎停電のお知らせ 四月二十一日(木) 十三時から十四時まで山宿が停電いたします。



火事・救急車
は一一九番へ

タバコは町内で
買いましょう
二十本入れ一箱で
町に入る消費税は
約三十一円です

昭和五十八年四月から昭和五十六年九月までの間に生まれた者。

一才六ヶ月検診
対象者

生ワク投与
対象者
三月から四ヶ月児で二回投
与されていない者。

ガス事業会計予算

収益的収入 収益的支出 (単位:千円)

項	予定額	構成率	項	予定額	構成率
製品売上	251,325	88.3%	売上原価	146,998	52.3%
営業雑益	28,270	9.9	供給販売及び一般管理費	87,171	31.0
営業外収益	5,100	1.8	その他営業費用	26,780	9.5
			営業外費用	18,606	6.7
			予備費	1,500	0.5
合計	284,695		合計	281,055	

下水道事業会計予算

資本的収入 資本的支出 (単位:千円)

項	予定額	構成率	項	予定額	構成率
公共下水道			公共下水道		
企業債	155,300	67.7%	建設改良費	205,586	89.6%
国庫補助金	30,000	13.1	特環公共下水道		
工事負担金	6,700	2.9	建設改良費	23,884	10.4
他会計補助金	13,576	5.9			
その他資本的収入	10	—			
特環公共下水道					
企業債	14,300	6.2			
国庫補助金	4,500	2.0			
他会計補助金	5,084	2.2			
合計	229,470		合計	229,470	

水道事業会計予算

収益的収入 収益的支出 (単位:千円)

項	予定額	構成率	項	予定額	構成率
営業収益	102,766	92.2%	営業費用	73,099	68.8%
営業外収益	8,700	7.8	営業外費用	32,594	30.7
			予備費	500	0.5
合計	111,466		合計	106,193	

昭和58年度予算決定

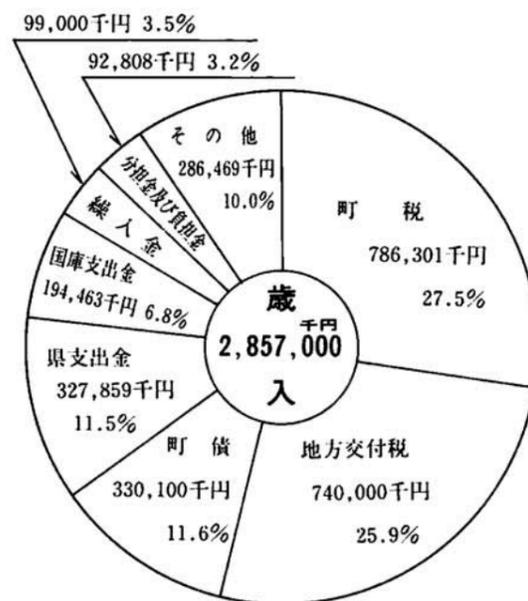
行財政の健全化を

内訳

総額 28億5,700万円

一般会計	28億5,700万円
国保会計	5億5,308万円
老人保健会計	4億6,902万円
下水道会計	2億2,947万円
ガス会計	2億8,105万円
水道会計	1億0,619万円

一般会計予算



昭和五十八年 第一回定例議会開催

昭和五十八年第一回定例議会が去る三月九日招集され、会期十日間の予定で昭和五十八年度予算及び条例の制定、一部改正などの審議が行われ三月十八日終了、それぞれ原案どおり可決されました。

景気の低迷が長引く中で昭和五十八年度予算の編成は行財政の一層の健全化が要請されており、当町の予算総額は、二十八億五千七百万円となり前年度に比べ五・三%の伸びとなりました。

内容的には一般行政経費の伸びと公債費の増大の中で多様化する財政需用に対応しながら、公共施設の整備を軸として町民サービスの向上と福祉の充実を図り、町勢の着実な進展を目指すものであります。

条例関係

今定例議会で可決された主な条例は次のとおりです。

- ◎越路町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・社会教育の指導層の充実をはかるため越路町社会教育指導員を設置することになり、報酬月額六五、〇〇〇円と決まりました。
- ◎越路町立へき地保育所保育料徴収条例の一部改正
- ・へき地保育所の保育料が、八、五〇〇円から九、五〇〇円に改正されました。
- ◎越路町乳児の医療費助成に関する条例
- ・越路町妊産婦及び乳児の医療費助成に関する条例を廃止し、新たに越路町乳児の医療費助成に関する条例及び、越路町妊産婦及び乳児の医療費助成に関する条例の廃止に伴う経過措置に関する条例が制定されました。
- ◎土地開発基金条例の一部を改正する条例
- ・土地開発基金の額が四千六百二十一万二千円を四千六百八十九万九千円に改正されました。

◎越路町住宅条例の一部改正

※そのほか改正された主な条例は次のとおりです。

歳入 (単位:千円)			歳出 (単位:千円)		
款	予算額	構成率	款	予算額	構成率
国民健康保険料	230,000	41.6%	総務費	19,301	3.5%
一部負担金	1	—	保険給付費	402,822	72.8
使用料及び手数料	9	—	老人保健拠出金	114,549	20.7
国庫支出金	284,950	51.5	保健施設費	400	0.1
県支出金	170	—	基金積立金	3,000	0.5
財産収入	3,084	0.6	公債費	300	0.1
繰入金	33,764	6.1	諸支出金	22	—
繰越金	1	—	予備費	12,690	2.3
諸収入	1,105	0.2			
合計	553,084		合計	553,084	

国保会計予算

歳入 (単位:千円)			歳出 (単位:千円)		
款	予算額	構成率	款	予算額	構成率
支払基金交付金	328,498	70.0%	総務費	295	0.1%
国庫支出金	93,531	20.0	医療諸費	468,719	99.9
県支出金	23,371	5.0	諸支出金	3	—
繰入金	23,618	5.0	予備費	8	—
繰越金	1	—			
諸収入	6	—			
合計	469,025		合計	469,025	

老人保健会計予算

青少年の豊かな心を育てよう

◎越路町職員の勤務時間に関する条例及び越路町職員の給与に関する条例の一部の改正

非行防止は長期的な視野に立つて、「豊かな心を育てる運動推進資料」から。

青少年の非行や校内暴力、家庭内暴力が依然として増加しています。その背景には、社会環境の激しい変化、家庭でのしつけ、学校での教育指導の在り方などが複雑にかみあっています。しかし、基本的には、青少年の「心の豊かさ」をはぐくむ面での「教育」が不十分なのではないでしょうか。

文部省では、青少年の非行の防止を一時的防止といわゆる現象面だけにとらわれず、長期的視野に立った、根本的な対応策をとる必要があるとしています。そのためには、学校、家庭、社会がそれぞれ役割を十分果たすとともに、お互いの連携を一層強め、積極的に青少年の人格形成を図っていくことが最も大切と、文部省では呼びかけています。

- 年一月、文部省内に「豊かな心を育てる施策推進会議」が発足しました。この推進会議では、従来、文部省内で行われてきた生徒指導、青少年教育、スポーツ・文化活動奨励などの施策が総合的にすすめられています。
- これらの施策をすすめるにあたって、作成された「豊かな心を育てる運動推進資料」の内容を、次の四つに分け、それぞれ機会をみて紹介いたします。
- (1) 地域社会における子供の活動を促進しましょう。
 - (2) 基本的な生活習慣を育てましょう。
 - (3) 他人を思いやる心を育てましょう。
 - (4) 心身ともにたくましい子供に育てましょう。



老人保健制度

老人保健法の成立にともない、お年寄りの病気の予防から治療までを総合的に行うため、国民みんなが費用を負担し合うこの制度は、四十才以上の人に保健事業を、七十才以上の人(六十五才以上の寝たきり等の老人を含む)に医療の適用を行います。

★七十才になったら

どんな健康保険の加入者でも七十才になった人、及び六十五才以上の寝たきり等の人が診療を受ける場合には、「老人保健制度」で受診することになります。

老人保健でお医者さんにかかる場合、必ず「老人保健法医療受給者証」と「保険証」を、健康手帳と一緒に医療機関の窓口へ提出して医療を受けてください。

健康手帳なしでお医者さんにかかる時、自費診療となり全額負担していただくことにもなりますので注意してください。

★健康手帳の正しい取り扱い

健康手帳はお年寄りの皆さんに、町から交付され、お医者さんで診療を受けるとき、老人保健で治療が受けられることを証明する資格証明書です。

また、老後の健康診査の結果の記録、及び健康の保持と増進をめざした記事がもりこまれていきます。いわば老後もすこやかに過ごすための自己管理手帳です。

★資格は七十才の誕生日から

たとえば誕生日が四月十日の人は、五月から資格の該当者となります。しかし、四月一日生まれの人はその月から適用となります。

★寝たきり等の人の資格

六十五才以上七十才未満の人で一定の障害のある人、いわゆる寝たきりの状態にあるような場合は、障害の認定を受けた日の翌月から、老人保健による医療の適用を受けられます。

★一部負担金があります

外来の診療の場合

- 1カ月 400円 (一医療機関につき)
- 月が変われば400円かかります。たとえば、4月30日に受診して400円、5月1日に受診すればまた400円かかります。

入院の場合

- 1日 300円 (2カ月間)
- 入院した日の翌々月の前日まで、1日につき300円支払うことになります。たとえば、4月3日入院、6月2日までは無料になります。



確定申告を間違えたとき

修正申告、更正の請求などができます。

確定申告も終わり、ホッとして申告書を眺めていたら、計算間違いを発見した。このように、申告書を提出したあとで、計算間違いなど申告内容の間違ひを見つけたときは、

それを訂正することができます。そこで、確定申告が間違っていたときの訂正の手続きなどについて紹介しましょう。

〈税額を少なく〉

申告していたとき

申告した税額が少なかったことを、申告後に気付いたときは、「修正申告」をしてください。「修正申告」は、税務署から「更正」(税務署の調査により、新たに納める税額が通知される)を受けるまでは、いつでもできます。しかし、なるべく早く申告するほうが有利です。

税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたりすると、新たに納める税額のほかに、その税額の5%の過少申告加算税がかかります。ただし、調査を受ける前に自主的に修正申告した場合は、過少申告加算税はかかりません。修正申告によって納めることとなる税金は、申告書を提出する日に納めることになっています。

〈税額を多く〉

申告していたとき

申告した税額が多かったことを、申告後に気付いたときは「更正の請求」をすることができます。更正の請求ができる期間は、申告期限から一年間。ですから昭和五十七年分の更正の請求ができるのは、昭和五十九年の三月十五日

までです。更正の請求が出されると、税務署ではその内容を検討し、請求が正当な場合は、納め過ぎた税金が還付されます。

〈確定申告を忘れていたとき〉

確定申告をしなればならない人が申告を忘れていたときは、「期限後申告」をしてください。この期限後申告は税務署から「決定」(税務署の調査により、納める税額が通知される)を受けるまでは、いつでもできます。

しかし、なるべく早く申告するほうが有利です。それは、「修正申告」の場合と同様で、税務署の調査を受けた後で期限後申告をしたり、決定を受けたりすると、納める税額のほかに、その税額の一〇%の無申告加算税がかかるからです。ただし、調査を受ける前に申告をした場合は、無申告加算税は5%で済みます。

期限後の申告によって納めることとなる税金は、期限後申告書を提出する日に納めなければなりません。

修正申告や期限後申告、更正の請求をするための用紙は税務署に用意してあります。また、手続きなど分からない点がありましたら、お近くの税務署や税務相談室(分室)でご相談ください。

新潟県議会議員 一般選挙

投票日は四月十日(日)

任期満了による、新潟県議会議員一般選挙は四月十日(日)投票が行われます。

これからの四年間、新潟県の政治を任せる人を選ぶ大切な選挙です。政見をよく聞き、よく考えて棄権することなく投票いたしましょう。

投票のできる方

昭和三十八年四月十一日以前に生まれた方で、昭和五十七年十二月二十七日以前に越路町の住民基本台帳に登録されている方です。

県内移動された方の投票

昭和五十七年十二月二十八日以降他の市町村に住所を移した場合であっても、引き続き県内の市町村に住所を有する方は、新住所地の市町村長の証明書を提示すれば、従前の市町村で投票できることになっておりますので、詳しいことは選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票時間

投票のできる時間は、午前七時から午後六時までです。投票時間投票場所は入場券に記載してあります。おまちがいのないように願います。



不在者投票

投票日に「やむを得ない事情」で投票所に行けない方のために、不在者投票の制度が設けられています。

不在者投票をされる方は、印鑑持参のうえ、町役場の選挙管理委員会までおいでください。

不在者投票のできる時間は、三月二十九日(火)から四月九日(土)まで、時間は午前八時三十分から午後五時までです。

新潟県議会議員 一般選挙 立合演説会

日時

四月八日(金) 午後七時より

場所 越路町町民体育館

越路町長選挙

投票日は四月二十四日(日)

越路町長選挙は四月十七日告示され、四月二十四日(日)投票が行われます。

このたびの選挙は、越路町の将来を託す大切な選挙です。よく考えて投票いたしましょう。

投票のできる方

越路町に住所を有し、昭和三十八年四月二十五日以前に生まれた方。また、転入者は今年一月十五日以前に住民票が作成された方です。

投票の方法

投票は記号式投票です。この記号式投票は、あらかじめ投票用紙に候補者全員の氏名を印刷しておき、記載台に用意してある〇印のゴム印を使って、自分の投票しようとする候補者名の上欄に、〇印のゴム印を押す方式です。

〇印でないものを書いたり、鉛筆やペンなどで〇印を書いたものはすべて無効になります。

次のような投票は無効になります

○をつける欄	候補者氏名
○	甲野太郎
×	乙野次郎

○をつける欄	候補者氏名
●	甲野太郎
	乙野次郎

○をつける欄	候補者氏名
○	甲野太郎
○	乙野次郎

○をつける欄	候補者氏名
○	甲野太郎
○	乙野次郎

○をつける欄	候補者氏名
○	甲野太郎
○	乙野次郎

○をつける欄	候補者氏名
○	甲野太郎
○	乙野次郎

○をつける欄	候補者氏名
○	甲野太郎
○	乙野次郎

投票時間

投票のできる時間は、午前七時から午後六時までです。投票時間投票場所は入場券に記載してあります。おまちがいのないように願います。

不在者投票

四月十七日(日)から四月二十三日(土)までの午前八時三十分から午後五時まで、町役場の選挙

管理委員会へ印鑑持参のうえおいでください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害のある人については、郵便によって不在者投票をすることがありますが、投票用紙及び封筒の請求期限が、選挙の期日前四日までとなっていますので、早めに手続きをしてください。

立候補予定者 説明会

立候補予定者を対象に届出手続き等について、次により説明会を開催いたします。

- 一、日時 四月十四日(木) 午後一時三十分
- 二、場所 越路町役場

責任と自覚で選べ

この一票託して伸ばせ 地方自治

よく選びきれいな選挙



いろいろな投票制度

投票は、投票日に有権者が投票所について、自分で候補者の氏名を書いて投票するのが原則です。しかし、やむを得ない特別の事情によって投票日に自分で投票できない方などのために、次のような制度が設けられています。

代理投票

身体などの故障のため、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができない人のために、代理投票が認められています。

代理投票をされる方は、選挙の当日、投票所の係員にお申し出ください。二人の投票候補者が決められ、一人が候補者の氏名を代筆し、他の一人がそれに立ち合って代理投票が行われます。

不在者投票

投票日に、仕事などの「やむを得ない事情」で投票所に行けない方のために、不在者投票制度が設けられています。

選挙の当日、自ら投票所に行けない事由とは、たとえば、次のような場合です。
1、選挙人がその属する投票区の区域外において職務又は業務に

従事中である場合。

2、選挙人がやむを得ない用務又は事故のため、その属する投票区のある市町村の区域外に旅行中又は滞在中である場合。
3、選挙人が病氣や負傷、妊娠、老衰等で歩行が著しく困難である場合。

これらの人は、告示の日から投票日の前日までの間に不在者投票をすることが出来ます。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害のある方は、郵便によって不在者投票をすることが出来ます。

この在宅投票ができる人は、身体障害者手帳が交付されている方、又は、戦傷病者手帳を交付されている方で、その障害の程度が一定の基準にあてはまる人に限ります。

なお、郵便で投票する場合は、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けておき、その証明書を添えて投票用紙を請求しなければなりません。また、郵便投票の交付申請書、投票用紙等の請求書及び外封筒の氏名は自書しなければならぬことと、必ず郵便により送付することになっておりますので、郵送する期間も考慮して、早めに投票用紙を請求し、投票を済ませる必要があります。

点字投票

目が不自由な方は、点字によって投票することが出来ます。投票所の係員にお申し出ください。

婦人バレーボール

いつも話題を

体育指導員 白井貴子

最近この地域でも、スポーツのための学校開放が考えられており、越路町でも非常に大きな成果を上げています。私の担当致しました定期的学校開放の毎週水曜日の婦人バレーボール教室も、町内三ヶ所のどの会場も多数の熱心な奥さんに驚かされました。

私は、体育指導委員になってから今年で二年になります。学生の頃軟式テニス、バレーボールと、スポーツクラブに所属して、スポーツ活動でなければ味わえない思い出がたくさんあります。ゲームならまだしも、バレーボールの指導というところで、昨年の夏は私自身、とても勉強になりました。忙しい毎日、時間をつくってバレーボール教室に参加されている奥さんに、効率よく技術を覚えてもらい、バレーボールならではのプレーを楽しんでいただけるような指導を、私の課題としてがんばりたいと思います。

年間のスポーツ行事計画として

のバレーボール教室の開放期間は、限られています。あるチームは季節を問わず、週一回の練習を行っているところもあるようです。年一回の婦人バレーボール大会出場のための練習も大切だと思いますが、あるチームのように、年中を通して毎日の生活の中でスポーツの話題として、バレーボールが行えたら最高かと思えます。

スポーツでコミュニケーション

体育指導員 杉田一美

春夏秋冬、四季折々の風情の中で生活できることは幸福だと思っています。近頃、月日の過ぎるのがとてもはやく感じられ、一年間がアツという間に過ぎてしまうような気がしています。また、最近自分が年をとったと思い込んでいます。結構若い人達からも、同じような声が聞かれます。このことは、必ずしも年のせいばかりとは言えないのではないのでしょうか。

先日も近所の人との雑談の中で、こんな話題がでました。昔は一ヶ月の間に農休日が三日もあつたが、この頃は日曜日を待たずに仕事がある。本当に体を休める日はないんじゃないかな。村の中でも日曜日にフラフラしている者は、ほとんど見あたらない。といった話です。忙しい毎日、

地域の人達との会話の機会が減り、人と人とのつながりが乏しいように思われます。そんな中で、スポーツを通して寄り合いの場をつくり、親交を深めていきたいものだと思います。幸い、私の住む塚山地区にも塚山中学校の体育館が新築されたので、この機会に一人でも多くの人々がスポーツに親しみ、短く感じる「一年」を有意義に過ごしたいものと思っています。



求人情報をあなたに

越路町では、長岡公共職業安定所と協力してこのたび役場窓口の待合室に最新求人情報コーナーを設けました。

近隣の求人状況が一目でわかるように整理されており、皆さんのご利用をお待ちしております。

▼受付期間

四月一日(金)から四月二十日(土)まで受け付けています。

▼申し込み書の頒布、受け付け

最寄りの取扱い金融機関の窓口

労働保険料の申告

納付はお早目に

昭和五十八年度の労働保険料の申告と納付の受け付けが四月一日から五月十六日まで行なわれております。

まだ手続きが終っていない事業主の方は、お早めに保険料申告書に保険料を添えて、最寄りの銀行、郵便局、労働基準監督署、労働基準局に提出しましょう。

なお、各労働基準監督署では、四月及び五月中に管内各地で説明会または、記入指導会を行っておりますのでご利用ください。

電話の移転工事

申込みは早目に

家屋の完成や、転居の日が決りましたら、一日も早く電話の移転工事を申込んでください。又家屋の増改築をなされるときは、電話用配管もお忘れなく設備してください。

長岡電報電話局(☎〇二五八一 三二一〇六〇〇) (無料)

みんなのスポーツ

に思うこと

体育指導員 鳥島新一

最近の町のスポーツの進展ぶりには、めざましいものがあります。たとえば、私の担当しましたスポーツ教室でも、予想していた参加者の二倍、三倍もの参加があり。かつてなかった雰囲気や盛り上がりがありました。また、学校開放の関係でも、ある曜日に利用希望のスポーツ団体が集中し、定期開放のカギをあずかっている私も、それは大変でした。帰省列車ではありませんが、定員二〇〇パーセント以上の利用率なのであります。忙しさのあまりの弱音でしょうか、「一週間が九日であつたら……」と思うことがあります。私自身、このようなうれしくもせつない状態こそが大切であり、地域の皆さんがスポーツに関心を持って、学校の体育館に集っている最高の状態ではないかと思っています。



資金助成を必要とする

中小企業の方へ

高度化融資の活用

これからのスポーツは、ごく一部の若者のレクリエーションだけではなく、誰でも気軽に参加すべきものと思います。そして、職場でも、お茶の間でも、どこでもスポーツのことが楽しい話題の一部となつていくような、このようなスポーツこそこれからのスポーツだと思えます。こんなことが、みんなのスポーツではないでしょうか。近くの学校の体育館を利用していい汗流しましょう。

中小企業の体質強化のためには、個々の企業が近代化を進めるだけでは不十分です。そこで中小企業者が、組合組織などによる事業の共同化、協業化、集団化、転換などを行い、経営の近代化を図って体質を改善することが必要です。こうした経営の近代化、体質改善をバックアップするのが、高度化融資等事業です。

高度化融資等事業の仕組み
現在、全国各地で建設されている工場団地や卸商業団地、商店街近代化事業などのほとんどが、この高度化融資を受けています。高度化融資事業は、中小企業事

業団と都道府県が協力し合い、専門的な指導と長期、低利の設備資金等の貸し付けを併せて行う制度です。

高度化事業に対する資金助成には、事業団が都道府県に必要な資金の一部を貸し付け、これに各都道府県が財源を追加して中小企業者に助成する方式と、事業団が都道府県から必要な資金の一部の貸し付けを受け、これに財源を追加して中小企業者に助成する方式とがあります。

適切な診断、指導を行います
工場団地、卸商業団地の建設や商店街の近代化には、多大な資金がかかるばかりでなく、立地、レイアウト、さらには将来の需給動向などについて専門的な知識を必要とします。このため、高度化事業に対する資金助成を行うに当たっては、その助成の窓口となる都道府県等が中心となって適切な診断指導を行うこととしております。

高度化事業については、中小企業団(☎〇三四三二八八一)にお問い合わせください。

持家住宅緊急対策

事業資金を貸付け

県では、持家促進と木材関連業界の振興を図るため、住宅建設資金を貸し付けていますのでご利用ください。

▼貸付けの条件
次の条件のすべてに該当する人は貸付けを受けられます。
●県内に自ら居住するための住宅を建設(新築購入・増改築を含む)しようとする人

●資金の貸付けを受けなければ住宅を建設できない人で、前年一年間の収入金額又は所得金額が次の額以下の人
給与所得のみの人
収入金額 七〇〇万円
その他の人
所得金額 五二五万円

●住宅金融公庫の昭和五十八年度第一回個人住宅資金の融資を受けて住宅を建設する人(増改築については公庫利用を問いません)

▼貸付け内容
貸付限度額 新築 四百万円
増改築 二百万円
利率及び償還期間
○木造一三三平方メートル以下 年四・五% 十五年以内
○木造一三三平方メートルを超えるもの及び非木造 年六・〇% 十年以内

献血に協力 ありがとうごさいます

昭和五十七年度は、町内六会場 不動沢金子 建一 塚山若林 保
で十回の献血業務を行い、延九百 塚山藤沢 守 坂佐藤 源一
五十名余りのみなさんからご協力 塚山若林 徹
をいただき、大変ありがとうございました。
今後とも献血の主旨をご理解い
ただき、町ぐるみ・職場ぐるみの
献血にご協力くださるようお願い
します。

なお、昭和五十七年度献血で、
数多く献血されたみなさんには、
日赤献血功労表彰が、それぞれ伝
達されました。

五十回
柴野星野 寿雄 西谷木曾 弘保
柴野西脇 利男

四十回
沢下重野 正芳 朝日松井 進一

三十回
不動宮沢 茂人 柴野高橋 嘉一
西野細川 家 岩野大塚 勇作
坂山山本 一行

二十回

また、昭和五十八年度も次の日
程で「ゆうあい号」が越路町にき
ますので、ご協力ください。

十回
浦平沢 均 柴野桑原 由則
浦佐藤 一好 神谷白井 祐子
浦西脇 正志 岩田西脇友太郎
神谷高橋 正吾 岩田林 松一
坂田中 静磨 坂郷 芳久
塚山平林 貢 塚山五十嵐 勇
柴野永井 則之 柴野宮内 真一

農作業料金などの標準単価

作業名	労働種別	基準	標準	摘要
水田耕耘	耕起	10 a	5,800	
	代かき	10 a	6,800	
田植	機械植	10 a	20,500	18枚、1枚増すご とに750円
	育苗 (稚苗)	10 a	13,500	18枚、運搬含まず
稲刈	コンバイン	10 a	20,700	一方刈は30%増
生乾	燥	10 a	9,000	
調整	米	1俵	720	
一般農作業	男	1日	6,200	
	女	1日	5,200	

◎10アール整形田を標準としました。
大型圃場については、料金割引を、未整形田お
よび湿田については料金割増を考慮して下さい。

**昭和五十八年度
農作業料金等の標準について**

町農業委員会と町農政対策協議会は、このほど、昭和五十八年度の農
業機械作業料金等について協議し、次のように決定されましたのでお知
らせします。

この標準賃金は、隣接市町村、他産業等の状況や物価の変動、農産物
価格等とのつながりを考慮し、最も妥当と思われる標準料金を定めたも
のです。

新入学児童の交通安全 事故防止は家庭ぐるみ 話し合いから

新学期ももうすぐ。どのご家庭でも、希望に胸ふくらむ季節です。し
かし、忘れてはならないのが交通事故です。
とりわけ新入学を迎える子供たちは、通学しはじめるとともに、行動
範囲はぐんと広がります。

しかし子供の場合、新しい環境への適応力がなかなか伴いません。そ
のために、この時期は新入学児童の交通事故が心配されます。入学を前
に、ご家庭でぜひ交通ルールやマナーについて、子供達と具体的な話し



合いをしてください。

◎子供の交通事故防止
新学期を迎えて、まずお母さん
に心掛けていただきたい点を挙げて
みましょう。

▽登校時間に余裕を持たせま
しょう
入学当初の子供は、新しい環境
の中でいろいろなことに神経を使
い、疲れています。睡眠不足で朝
寝坊をしないよう、夜は早めに寝
かせ、朝は登校時間に余裕を持
せて送り出すようにしましょう。

▽明日の準備は、寝る前にさせ
ましょう
忘れ物をしたため、途中であわ
てて取りに帰る道で、事故に遭う
ケースが多いのです。夜、寝る前
に翌日の準備をさせ、忘れ物がな
いかどうかを点検する習慣を、ふ
だんから身に付けさせましょう。

▽出かける際に、しからぬよう
うにしましょう
しかられると、子供はそのこと
で頭がいっぱい。周囲の状況が目

国民年金 安心、おトクな 保険料の前納制度

国民年金の加入者のみなさん!!
「月々の保険料の納入の時間を省
くことはもとより、ついうっかり
の納め忘れを防ぎ、しかも割引
のおまけつき」などというウマイ
話をご存知でしょうか。

保険料の前納制度がそれです。
昭和五十八年度の保険料額は、
一カ月五、八三〇円。一年間では
六九、九六〇円になります。四
月に一年前納をした場合は六八、
二七〇円と、一、六九〇円の割引
になります。

四月は、保険料を前納するの
たいへん都合のよい時期です。み
なさんもこれを機会に「二年前納」
に切り替えてみてはいかがでしょ
うか。

保険料を四月に一年前納した場
合の保険料額は、つぎのとおりで
す。

○定額保険料 六八、二七〇円
○付加保険料 四、六八〇円

○定額保険
料十付加
保険料
七二、九
五〇円



保険料の納め忘れ はありませんか?

国民年金の加入者のみなさん!!
昨年四月分から本年三月分までの
保険料は納め終えましたか。

今月三十日までなら、納め忘れ
ていた保険料は役場の国民年金係
で納めることができます。

しかし、この日を過ぎると規則
により、役場の窓口では保険料を
納めることができません。このた
め、直接、社会保険事務所に向
いて納めるか、または納付書を作
成してもらい、最寄りの金融機関
で払い込んでもらうといった大変
手間のかかることとなります。

「未納にしておいたために、年
金が受けられなかった…」など
ということにならないように、本
年度分の保険料は今月三十日まで
に必ず納めましょう。

勤めをやめたら 国民年金に 加入しましょう

会社や事業所、役所などを退職
した人は、退職した日の翌日から
国民年金に加入しなければなりま
せん。

厚生年金や共済年金など、職場
の年金を受けるための必要期間を



に入らなくなり、思いがけない事
故のもとになります。子供が家
を出る時は笑顔で「いつてらっしや
い」と声をかけるようにしましょう。

▽通学路を歩くように徹底させ
ましょう
入学前に、子供と指定された通
学路を歩き、横断歩道の正しい渡
り方、信号の見方、標識の意味な
どを勉強しましょう。

▽下校時は道草をさせないように
しましょう
下校時は、勉強が終わった解放
感もあり道草をしがちです。そん
なとき交通事故が起こることがよ
くあります。学校が終わったら、
まっすぐ家に帰る習慣をつけさせ
ましょう。

▽雨の日は身軽で明るい服装をさ
せましょう
雨の日はドライバークの視界が悪
くなり、黒やグレーなどの衣服で
は目立ちません。白や黄色などの
明るい色を選びましょう。

また、できるだけ物を持たせな
いように。持ち物が負担になって、
周囲に対する注意力が散漫にな
がちです。

▽物陰で遊ばないように注意しま
しょう
子供は物陰で遊ぶのが大好きで
す。特に停車している車の陰で遊

青年祭を開催して 越路町連合青年会



三月十三日(日)に越路町町民
体育館において青年祭を開催しま
した。雨の中多数参加していただ
きありがとうございました。

体育館内に設置した募金箱の中
は皆様からの暖かい心で一杯にな
り、またもちつき大会では「頭書
売れないのではないか?」と心配
しておりました五升の餅があつと
いう間に売れきれ、チャリティー
バザーコーナーを合せて、総額一万
三千五百二十四円となり、売上げ
は町の社会福祉協議会へ寄附させ
ていただきました。

みんなのスポーツ

健康は家庭の宝 スポーツで健康を!!

4月のスポーツカレンダー

- 7, 14, 21, 28(木).....軽スポーツの集い
PM7:30~ 町体
◎2, 9, 16, 23, 30(木).....剣道教室
PM3:30~ 町体
少年少女柔道教室
PM2:30~ 町体
●17(日).....野球審判講習会
AM10:00~
越中Bグラウンド

社会体育情報

いよいよ春です。これからは野外でいろんなスポーツにチャレンジできますが、さてもうあなたはスポーツ傷害保険に加入済みでしょうか?...

町内でも愛好者の多い野球・テニスのシーズンでもあります。昨年の秋にオープンした河川公園の野球場やテニスコートの利用方法が、スポーツ愛好者の皆さんには気になる季節です...

4月分有線放送計画予定表

Table with columns: 日 (Date), 曜 (Day), タイトル (Title), 内容 (Content), 放送者 (Broadcaster)

一口トリム 「みんなのスポーツ」とは? 特定の年齢・階層・性別・種目に片寄らず、幼児からお年寄りまでを対象に、健康づくり、仲間づくり、地域づくりをめざしたものです。

申し込み・問い合わせは町教委へ。 ☎2-4655 ~各種大会や教室のご案内~

軽スポーツの集い ~木よりの夜 いい仲間と汗流そう!~
○期日 毎週木曜日 PM7:30~9:30
○場所 町民体育館
○対象 どなたでも
○内容 参加者の自主活動

野球審判講習会
○期日 4月17日(日)
○場所 越中Bグラウンド(町民体育館)
○対象 高校生以上野球に興味ある方など
○内容 ゲーム審判の実技・学習会
○参加費 なし
○申込み 4月12日まで電話で

古くて新しいスポーツ インディアカの紹介
「インディアカ」は羽根のついたボールを手で打ちあう、バドミントンコートで行うバレーボールタイプのゲームです。
「インディアカ」という言葉はじめて耳にする方も多いと思いますが、「羽根付きボール」という特殊な用具を使うことやラケットなどを用いずに、直接手のひらで打つ、打ちあうことがこのスポーツゲームの大きな特徴といえます。

フットボールの正しい姿勢
①左膝と右膝を前後にクロスさせ、上体をゆっくりに曲げ、尻を後方へ引いてゆく。(10~15秒間そのままの姿勢を保つ) 反対側も。(図1)
②左足首を伸ばし、右足のかかとが床から離れないように座る。右膝の上に乗るような姿勢で、右膝を押さへこむ(10~15秒間保つ)。反対側も。(図2)

四月一日から値上
戸(除)籍の謄抄本 交付手数料
政府は市町村長が交付する戸籍、就職、相続等各種手続きに必要な戸籍謄抄本などの手数料令を改正しました。
この改正による手数料は次のとおりです。カッコ内は旧手数料
▽戸籍の謄本・抄本の交付
一通 三百円(二百円)
▽除籍の謄本・抄本の交付
一通 五百円(三百円)
▽戸籍に記載した事項に関する証明 一件 二百円(百円)
▽除籍に記載した事項に関する証明 一件 三百円(二百円)
▽届け出もしくは申請受理の証明書 一通 二百円(百円)

昭和五十八年度 自衛隊募集
昭和五十八年度における二等陸士、二等海士、二等空士の募集が始まります。応募資格は採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、



Table with columns: 実施月日 (Implementation Date), 実施時間 (Implementation Time), 会場 (Venue), 獣医師名 (Veterinarian Name)

方は、最寄りの会場で必ず受けてください。
※獣医師宅で受ける場合(宅診料金は、五、三〇〇円、獣医師の訪問で受ける場合訪問料金は、五、八〇〇円となります。

訪問販売を受けた時の注意
◎契約は守らなければなりません
納得してから契約しましょう
一、その品物が本当に必要かよく考えてから契約しましょう。
一、必要でなければ勇気をもってことわりましょう
一、契約又は申込みをしたときは

町立学校教職員異動
転出 転入
三田市 上林小 教頭 田中直義
長岡市 十日町小 教諭 関敏子
新岡市 千手小 教諭 山浦フミ

町立学校教職員異動
転出 転入
小国町 中里小 教諭 中沢英子
柏崎市 大州小 教諭 田辺アツ子
長岡市 日越小 教諭 流石通子



Table with columns: 転出 (Transfer Out), 転入 (Transfer In), 所在地 (Location), 校名 (School Name), 職名 (Position), 氏名 (Name)

町立学校教職員異動
◎クーリング・オフ制度をご存知ですか
契約した商品が本当に必要か冷静に考え直す期間(四日間)です。
四日以内なら無条件で契約の解除又は申込みの撤回ができます。
解除をするときは必ず書面でできれば内容証明郵便) 申し出ましょう。

防火広報

防火意識の高揚は火災から人命・財産を守ることになります。

「火の用心 心で用心 目で用心」

「山火事をなくして きずく 豊かな緑」

消火器をそなえつけ消火栓の訓練に参加しましょう

防火意識の高揚について、過去の全国的統計と町内の出火原因になる恐れのある個所・器具等を列記し、その取り扱い方法について事業所・町民の皆さんから御協力を得て無火災の越路町を築きあげることができるようお願いをいたします。

出火原因になる恐れのある個所・器具

- ① 日常時—整理・整頓の心構えを常に身につけて下さい。(火災を防止する基本です。)
 - ② タバコ—投げ捨て—不断の習慣にならない様お願いします。
—置き忘れ—寝タバコ
 - ③ ガス器具—
 - ガスコンロ—ホースのヒビ割れ、止金をしっかり締める。
 - ガスストーブ—ガスホースを踏んで、ガスが止まっていたのを知らないうちでいた場合。
 - ガス風呂の釜—カラ焚き—水を充分入れてあるかどうか確認する
風呂場内に換気扇をつけましょう。
- ガスの性質の簡単な知識
- 都市ガス—比重が軽いのでガスもれの場合、部屋の上にあがる。
 - プロパンガス—比重が重いので部屋の低いところにたまる。
- 両方とももれた場合、腐卵の匂いがするし目がチカチカする。
排除方法—絶対に火気は使用しない。(電気もつけないこと、スイッチの火花で着火する。ホウキで窓外にハキ出して下さい。)元栓をしめて、役場、業者に通報する。ガスの元栓は必ず締めてお休み下さい。

- ④ 石油コンロ—給油の際には、完全に火を消してから給油をして下さい。
器具からの油もれを、日頃注意して下さい。又、転倒に注意
コンロの上に物干しは絶対にしないで下さい。
- ⑤ 天ぷら鍋—使用している時は、その場所から離れないで下さい。
万一に備えて、投げ入れる青物、又フタ等鍋に覆をする準備等心の備えを忘れないで下さい。
- ⑥ 取灰の不始末—取灰を取った時は、周囲に燃える物がない、例えばコンクリート等の床の上に保管して充分残火のないよう確認して下さい。
- ⑦ 火消つぼ—不燃性の容器で完全に蓋をして下さい。
- ⑧ 野焼き—春季に多く、山側の田んぼ、山林の野火・堤防の草焼き等を実施する場合は多勢で実施すること。
万一の場合を考え、一人で火入れをしないようにお願いします。
水災と間違えられるような煙が上る火入れをする時は、事前に役場に届け出て下さい。
- ⑨ 電気器具—タコ足配線に注意して下さい。(過電流により抵抗がかかり、コードが焼ける)
- ⑩ 石油類特—指定数量以上は貯蔵しないように、又貯蔵する場合には役場に届出て下さい。指定数量は次のとおり
ガソリン 100ℓ 軽油 500ℓ 灯油 500ℓ
- ⑪ 火遊び—非行による火災の防止
- ⑫ 煙突—折れ、ヒビ割れ、壁ぎわ、屋根上の高さの飛火、又過熱に注意し目金石等が入っているかも確認して下さい。
- ⑬ 避難—事業所においては、避難器具を用意し避難訓練を実施して下さい。
各家庭では、老人を一人にして遠くへ出かけることのないよう、又冬期間は玄関の外に避難口を設けて下さい。

